

ご協力いただいている先生のご紹介

顧問アドバイザー

協力税理士



黒川 哲丹

黒川哲丹先生は、元国税局資料調査第二課長、税務署長等を歴任され、特に資産税についてはプロフェッショナルな方です。税理士法人名古屋総合パートナーズは、平成 28 年 9 月より、黒川先生には顧問アドバイザーとして、資産税（相続税、贈与税、財産評価及び譲渡取得）部門の貴重なアドバイスを頂いておりましたが、平成 29 年 2 月より提携関係を強化して、黒川先生に顧問アドバイザーに加えて協

力税理士として、財産評価などで問題がある相続税申告・相続税の税務調査などの案件を協力共同して担当することになりました。平成 29 年 8 月からは、名古屋総合リーガルグループ内に事務所を移転され、私共の顧問アドバイザーとして、また協力税理士として、税務関連分野特に相続税などの資産税分野でのアドバイス及びご協力をいただけることとなり、大変心強く思っております。

COLUMN 相続税の税務調査の実態

「子供の名義で親が作った預金口座」は相続税の対象？



相続税の税務調査は主に「被相続人が遺した全ての財産が網羅されているか」という観点で実施されます。その中で最も頻繁に指摘されている事項は「**家族の名義預金**」です。「名義預金」とは、被相続人が家族等の名義で開設した銀行口座に自己資金を預け入れていたもの。これは単に家族等に自己資金を預けていただ

けで、実質的には亡くなった人（被相続人）の財産となります。名義預金についてはよく、「夫が子供に以前あげたものだ」と主張される方もいらっしゃいますが、子供の側にもらったという意識がなく、通帳や印鑑の管理が親のままであったとすると、調査官からは「名義預金」という指摘を受け、「相続財産」とされてしまいます。

名古屋総合リーガルグループ

〒 460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目
20 番 25 号 丸の内 ST ビル 6 階

■弁護士法人 名古屋総合法律事務所

TEL 052-231-2601

FAX 052-231-2602

■税理士法人 名古屋総合パートナーズ

TEL 052-231-2603

FAX 052-231-2604

■名古屋総合司法書士事務所

TEL 052-231-2605

FAX 052-231-2607

■名古屋総合社労士事務所

TEL 052-231-2601

FAX 052-231-2602



名古屋総合法律事務所

検索

名古屋総合リーガルグループ

かわら版

2017

1



ニュースレターが
新しくなりました！

名古屋総合リーガルグループのニュースレターは「かわら版」としてより親しみやすい誌面に生まれ変わりました。暮らしに役立つ情報をお届けいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

COLUMN 遺産分割

預金の遺産分割に関する最高裁判例の変更



平成 28 年 12 月 19 日、遺産の中に預金がある場合の遺産分割について、従来の最高裁判例を変更する内容の判例が出されました。それによって、これからの遺産分割手続がある程度変わることが予想されます。

まず、従来は、預金を遺産分割する場合、原則は相続開始と同時に相続人が法定相続分に応じて分割取得することになっていました。銀行などでは相続人全員の同意がないと遺産の預金を引き出せないことから、「そんなことはなかった」とお考えの方も多いと思います。

しかしながら、銀行などの金融機関に対して、「最高裁判例があるから、法定相続分だけ払い戻してほしい」と請求すると、

あくまで経験則ではありますが、比較的多くの金融機関が預金の払い戻しに応じることがありました。

それによって、当面の生活費を賄ったり、相続税の納税資金を賄ったりすることができましたので、こういった点では、法定相続分に応じて分割取得できる方が便利でした。

預金が原則として相続開始と同時に法定相続分で分割される結果、遺産分割調停では、これまでは相続人全員が預金を遺産分割の対象とすることに同意しない場合、預金は裁判所で遺産分割について判断する対象外になっていました。例えば、預金と不動産が遺産としてあった場合で、相続人のうち 1 人でも預金を遺産分割の

対象にすることを反対した場合には、裁判所は不動産の分割方法だけ決定することができ、預金は各相続人が金融機関に払戻請求をしてほしい、という扱いをされてきました。

しかし、今回の平成 28 年 12 月 19 日の最高裁決定（平成 27 年（許）第 11 号）では、**共同相続された普通預金などは、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると決定されました。**

この結果、今後は、金融機関に対して法定相続分の払い戻しを求めても、まずは遺産分割協議・調停を行うように求められるのではないかと考えられます。

今回は預貯金が判断の対象となりましたが、その他の債権（貸金や損害賠償請求権）が遺産となった場合にも影響を与えるかもしれません。いずれにしても、今後は、預金だけ別途、金融機関に払戻請求するという方法が取れなくなりそうですので、注意が必要です。



広告

COLUMN 税理士

税理士の選び方

弊社では、様々な相談に対応できるよう、フリーダイヤルの電話相談窓口を設置しています。ある日、その電話に相続の相談があり、事務員である私に対応させていただきました。ご相談に乗った後、その方が「税理士さんに相談するとして、どのように税理士さんを選べば良いでしょうか？」と質問されました。



「うちの税理士を選んでください」と言いたいところでしたが、その方は、少し遠い所に住んでおられましたので、残念ながら私どもとはご縁がありませんでした。しかし、このご質問に私は少し考えさせられる点がありました。店をやっていたり、個人で仕事をしていたり、不動産を持っていたり、会社を経営していたりする人々にとっては、税理士という職業は身近な存在ですが、それ以外の方にとってはあまり関係のない、遠い存在だと思えます。

しかし、近年の相続税の税制改正により、相続税の壁に直面する方々が多くなり、税理士事務所の門を叩かなければならない人が増えてきました。

そんな訳で、前述のような質問があったのだと思います。そこで、「私ならどのように税理士を選ぶのか」を少しご紹介したいと思います。

まず、第一に税理士は「人間」だということです。当たり前ですが、友人を選ぶように、「人間」として自分が信頼するに値で

きるかどうかを観察することだと思います。相談者によく見受けられるのが、「税理士は税金を必要以上に計算して納付させる人だ」と思われているのか、すべてを話したがない秘密主義の方がいらっしゃる。税理士は、「税金を正しく計算すること」がモットーではありますが、決して無理やり税金を多く計算したりはしません。

むしろ、「どうしたら節税できるか」を必死で考える方がほとんどだと思います。

「税理士は依頼者の味方だ」と思って信頼しないと、税理士側も人間ですので信頼されていないことに気づいてしまいます。信頼関係が崩れると良い結果が生まれません。

では、具体的に、どのように税理士を探したら良いのでしょうか？



これについては、専門性を重視するのか、常に相談ができるような利便性を重視するのか、税理士の人柄を重視するのか、価格を重視するのか、等によって探し方が異なります。医者に内科や外科など専門医がいるように、税理士にも得意な分野として相続税等の資産税を専門としている税理士がいます。専門で相続をやっている税理士は経験も豊富で、相続税の知識も豊富ですので、安心感があります。

しかし、風邪で大病院の内科に行く人は少なく、近所の医院に駆け込む人がほとんどであるように、利便性を重視したり、早く相続を進めたい人は、比較的近くにある税理



士事務所の門を叩いてみるのも良いと思います。価格については、税理士に依頼しようとする人にとっては大変重要な項目ですが、結局、税理士がどれだけ動いて相続や税金の計算をうまく進めてくれるかという手間賃と考えると良いかと思います。税理士との付き合い方で、価格以上の事をやってもらえる可能性もあるように思います。私見ですが、価格については今のところ各事務所に大きな差があるように思えません。



税理士の人柄については、相性の問題です。自分で自分に合った人柄であるかどうかは、実際に会って判断するしかありません。しかし、私が知る限りどの税理士も一生懸命、納税者の事を考える真面目な方が多いと思います。

結局は何件か、税理士のところへ足を運んでみることです。私なら、その際いろいろ質問するのではなく、1もしくは2個だけ疑問点を用意して税理士や事務員の方に質問し、どのような答えが返ってくるか、分かりやすいか、真摯に答えていただけるかを判断したいと思います。

もし、その場で答えが返ってこないからといって、その税理士の能力が無いと判断してはいけないと思います。あとから調べて連絡をしてくれるなど、その対応の誠実さも考慮すべきです。

いずれにせよ、面倒がらずに一生懸命自分に合う税理士を探してみられることをお勧めします。

所長のコラム



私は、2015 年 7 月からご飯（お米）・パン・麺類・イモ類など炭水化物を多く含む食品を食べること、ビール・日本酒・白ワインなどの醸造酒を飲むことを、原則としてやめました。私はストレスからビール・日本酒を飲むことが多く、また麺類・ピザ炭水化物も多くっていました。体重は 70kg を超えるようになり、身長 164cm の私は肥満 1 度でした。疲れやすく、動きが鈍く体が重く感じるようになりました。

そのころ、名古屋栄ロータリークラブでご飯（お米）・パンを食べない人、ビール・日本酒・白ワインでなく蒸留酒の焼酎と糖質の少ない赤ワインを飲む方が多くなったことに気づきました。その方たちのきっかけが江部康二氏著の『主食をやめると健康になるー糖質制限食で体質が変わる!』を読まれたとのことでした。

私はこの本の他に、江部康二氏著『主食を抜けば糖尿病はよくなる! 糖質制限食のすすめ 新版』、夏井睦氏著の『炭水化物が人類を滅ぼすー糖質制限からみた生

命の科学』を読みました。

医師である江部康二氏、夏井睦氏は、糖尿病治療に関して、厚生労働省及び日本糖尿病学会を厳しく批判しております。『治る病気』を『治らない病気』にしておくこと、『治らない病気こそ皆（製薬会社・医療機関）が儲かる』という、昔から洋の東西を問わず医療の抱える暗部をえぐりだしています。

炭水化物は、食べ続けても飽きが来ない不思議な魅力があり、おかずの味付けによって変化をつければ、いくらでも食べられます。口のなかでは甘くはないのですが、体内で甘い糖分に豹変し、血糖を急上昇させるのです。このデンプンのみがもつ魔力、まさにそれは、人類にとって「美味」となったのです。

私たちは毎日毎日多量の角砂糖を一生懸命に食べて、砂糖中毒、糖質中毒にかり、肥満・高血圧・高脂血症・糖尿病・冠状動脈疾患・がん・老化などをもたしているのです。

「血糖の急上昇」は食後の陶酔感と幸福

感をもたらし、その後に血糖値が低下し始めると、体は「血糖切れ状態」となり精神的飢餓感をもたらします。

血糖中毒は、「血糖値をあげるために」糖質を欲するのです。「体」は栄養で満ち足りているのに、「心」のほうで、さらに多くの「糖質」の摂取を求めているのです。血糖の急上昇がもたらす幸福感に包まれながら、全身の血管を痛めつけさらに肥満していき、「体」はどんどん不健康になっていく。これが、炭水化物・砂糖の怖さです。

私は、ほぼ完全に糖質制限をし始めて 3 カ月で、体重が 63kg 前後に、現在は 61kg 前後で推移しています。

体調は良くまた軽やかなので、歩くときはより速く歩く、また階段を使うようにしています。

64 歳になった現在も毎日仕事に追われて健康に過ごしております。

この調子なら 75 歳まで第一線で仕事ができるのではと思っています。

健康コラム

認知症予防に将棋が良い？



将棋の最年少プロ、藤井聡太四段の快挙が注目されていますね。同じ愛知県民として誇りに思います！将棋用具の注文が殺到するなど、各地でフィーバーが起きているそうです。

そこで、「**将棋が認知症予防に良い**」という気になるニュースを発見しました。

NY のアルバートアインシュタイン医学校の研究で、ブロンクスに住む 75 歳以上の高齢者を 5 年間に渡って追跡した調査があります。

それによると「週 3 回以上チェスなどのボードゲームをする人」は何もしない人と比べて認知症発症リスクが約 60% 低減したということです。

また、社交ダンスをしている人ほど認知症を発症しないという結果になりました。「**相手の心理を読み、駆け引きをする活動**」が認知予備力の強化につながるそうです。

日本でも認知症患者や予備軍の数は年々

増加の傾向にあります。厚生労働省のデータによれば、2025 年には 65 歳以上の高齢者の認知症患者数は 700 万人にのぼり、なんと 5 人に一人が認知症になると予想されています。

現時点で認知症を根治できる薬物療法はなく、発症から死に至る期間が 10 年前後に及ぶため、周りの人にも甚大な負担がかかってしまいます。

できることならば認知症にならずに健康的で穏やかな老後を過ごしたいものですよ。

この機会に習慣として始めてみてはいかがでしょうか？